

令和7年度 埼玉県消費者団体との意見交換会の概要

1 日時：令和8年3月4日（水） 14：00～15：45

2 場所：農林水産省関東農政局 会議室

3 出席者：

（消費者団体）21名

埼玉県地域婦人会連合会	2名
新日本婦人の会埼玉県本部	1名
埼玉母親大会連絡会	1名
さいたま市消費者団体連絡会	4名
上尾市消費者団体連絡会	2名
めぬまくらしの会	2名
生活協同組合コープみらい	4名
生活クラブ生活協同組合	2名
埼玉県消費者団体連絡会	3名

（農林水産省 関東農政局）9名

企画調整室 室長	浦杉 敬助
企画調整室 室長補佐	千代 勝美
生産部環境・技術課 プラスチック削減対策係長	川崎 誠一郎
埼玉県拠点 地方参事官	松下 直史
埼玉県拠点 地方参事官室 総括農政推進官	古賀 豪紀
消費・安全部消費生活課 課長	柏谷 広樹
消費・安全部消費生活課 課長補佐	瓜生 啓子
消費・安全部消費生活課 消費者行政専門官	羽原 広一
消費・安全部消費生活課 係員	新井 莉名

4 冒頭挨拶

埼玉県消費者団体との意見交換会の開催にあたり、埼玉県消費者団体連絡会代表幹事として、埼玉県地域婦人会連合会の会長より、ご挨拶をいただきました。内容は以下のとおり。

(消費者団体)

本日は年度末のお忙しい中、このような場を設けていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、皆さまもご心配のとおり、ホルムズ海峡の海上封鎖が懸念されております。日本は原油の約8割を中東に依存しておりますが、昨日もハウス栽培の農家さんから「また重油が値上がりしてしまうのではないか」という声を聞きました。円安の中で物価が上がり続け、さらに物資不足による高騰が続く状況で、燃料価格の上昇は深刻な問題です。日本の食料自給率は、エネルギー換算で38%という低さです。最近特に心配されている令和の米騒動に象徴されるように、これまで当たり前にあると思っていた米でさえ、今や貴重品になりつつあります。

昨日、私は別の会議に参加しました。恵まれない子どもたちのための食料調達について、これまでは「余っているものを提供する」という考え方でしたが、現在はどこでも「お米が欲しい」と言われます。そのため、スーパーでは本来必要な量より多く商品を並べ、あえて余ったようにして寄付を確保するという状況になっているとのことでした。もはや「消費者はスーパーに行って買うだけ」という時代ではないのだと感じます。私自身も、大根がたくさん手に入ったときには切って干し、切り干し大根をつくって差し上げたりしています。かつての人々がそうしていたように、身近な安心・安全な食材を保存し、どう利用していくかを消費者も考える必要があると思います。すなわち、消費者が受け身でいられる時代は終わったのです。農家の現状を見ても、生産者の高齢化により農地が手放され、支える側の農業人口そのものが減少しています。耕作地の拡大に向け、私たちもさまざまな取り組みを行っていますが、消費者も単に「見ているだけ」ではなく、何か力になれることがあるのではないかと考えています。まさに相互に支え合う時代になってきたのではないのでしょうか。

本日は、多面的なご指導をいただけると伺っており、私たちがワクワクして参加しております。皆様それぞれが埼玉県のリーダーとしてご活躍の方々ですので、会の終わりには質疑の時間も設けております。ぜひ、この食料問題について、皆で深めていければと思います。

私自身、アフリカには一度しか行ったことがありませんが、「この土地でどうやって作物をつくるのだろう」と思うような環境が広がっていました。あの気候と暑さの中で、日本人のように朝から晩まで働けば命に関わる状況であり、現地の方々の働き方には理由があります。また人口も増えており、粉と泥を混ぜて食べるような厳しい現実もあります。そこから食料を輸入するというより、むしろ支援すべき立場にあることも忘れてはなりません。

こうした状況も踏まえ、本日は多くを勉強させていただきたいと思います。本日の

会を設けていただいたことに深く感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

5 概要

関東農政局企画調整室室長、消費・安全部消費生活課課長補佐及び生産部環境・技術課係長から資料に沿って説明後、意見交換を実施しました。消費者団体の方々からの主なご意見、やり取りは以下のとおり。

○畦畔撤去と暗渠排水整備の取り組みについて

(消費者団体)

私たち消費者は、店頭で輸入米を目にする機会が増えているが、依然として安心できる国産米を、適正な価格で安定的に供給していただきたいと考えている。米農家からも、「玄米 30 キロで 2 万 5 千円程度が適正価格ではないか」との声を伺っている。そのためには、生産性の向上につながる畦畔の撤去や暗渠排水といった圃場整備が不可欠である。しかし、農家の収入が安定しない中で、畦畔撤去には多額の費用がかかり、容易に着手できるものではない。畦畔撤去が進めば、作業効率が向上し、その結果として消費者に届けられる米の安定供給にもつながるという大きな利点がある。農林水産省として畦畔撤去の推進と、補助金による支援の検討をお願いしたい。

(農政局)

畦畔撤去や暗渠排水の整備については、しっかり取り組む必要があると考えているところである。日本では「田んぼには水が届くもの」という感覚が一般的だが、実際には末端まで水が行き届かない事例も見られる。また、維持管理を担う人手が不足し、十分な対応が難しくなっているなど、現場の状況は厳しい面がある。

こうした中、畦畔撤去や暗渠排水の整備は農業農村整備事業の補助メニューに位置付けられているものの、国庫補助残の負担が重いとの声が寄せられている。田んぼは個人の資産であると同時に、食料生産を支える社会インフラでもあることから、負担の軽減については引き続き意識していきたい。

また、補助金の申請手続きが複雑とのご意見も多く、できる限り分かりやすく、簡素な手続となるよう工夫していくことも重要と考えている。

○冬水田んぼの取り組みについて

(消費者団体)

私たちの身近な取組として「冬水田んぼ」がある。埼玉県は水利権の制約が大きい

ことは承知しているが、冬期に田んぼへ通水していただくことで、満水ではなくともホタルをはじめとする多様な生き物が戻り、生態系の回復や、田んぼ自体の自然な肥やしを育む効果が期待できる。これらの効果は、農地の生物多様性の保全や、持続的な農業の推進にも資するものであると考えている。ついては、冬期の田んぼへの通水について、ぜひ検討を進めていただきたい。

(農政局)

国としても、化学肥料や化学農薬を減らすことのみを目的とするのではなく、生物多様性の保全にも取り組んでおり、これらの取組を見える化する仕組みを推進している。分かりやすい指標として、取組を星の数で評価する方式を採用している。上段は温室効果ガスの削減量、下段は生物多様性に関する指標であり、ポイントを積み重ねていく形式である。先ほど話題に上がった冬期湛水も、この星の獲得要素の一つとして位置付けている。また、関東圏の JA や生産者団体などと連携し、環境負荷低減の取組や生物多様性保全につながる行動について、この星による見える化を活用しながら、生産者の皆様への働きかけを行っているところである。今後も、こうした取組の重要性を丁寧にお伝えしてまいりたい所存である。

〇みえるらべるの取組について

(消費者団体)

星の数による見える化の仕組みについて、高齢の農家の方々にとっては申請が難しいのではないかと感じている。以前説明を伺った際、申請がインターネット経由で行われるため、操作が難しく取組みにくいという声を耳にした。大規模で法人化されている農家は比較的対応しやすいかもしれないが、小規模農家の方々にも配慮していただければありがたいと考えている。

(農政局)

高齢の農家や、自宅にパソコンを保有していない農家からも、申請の難しさに関する多くの意見が寄せられている。国としても、これらの点について改善すべきであることを重々承知しているところ。若い生産者に向けては、アプリとの連動等による手続きの簡素化を進めている。また、関東農政局においては、各都県に配置したみどり戦略担当職員が農家を訪問し、算定シートの入力支援など、現場でのサポートを実施している地域もある。さらに、農家単独での申請のみならず、生産団体やグループとして、グループ認定を受けることも可能である。このような制度の紹介や活用支援も

行っているため、ぜひ利用いただきたい。

○多面的な視点からの米政策について

(消費者団体)

畦畔を撤去して農地を大区画化すれば効率化は確かに進むが、その分、大型農機の導入が必要となる。しかし、大型農機は非常に高額であり、農家にとっての負担は大きい。この点についても、今後検討が必要であると考えている。さらに、私は関東農政局の多面的機能発揮・地域支援事業の局長表彰の審査委員を務めていて、今の農業現場を見ていると、生物多様性の保全など、農家だけでは対応しきれない部分を、地域の子ども会など住民の皆さんが協力して支えている例が多数見られる。人口減少が進む中で、こうした取り組みを継続していくことは容易ではないと感じている。加えて、自主的に水路を保全したり、草刈りを行ったりといった作業も、地域の方々が大きな労力をかけて担っている。こうした現場での負担が非常に大きいことを踏まえ、今後もしっかりと支援していただければありがたいと考えている。

これまで、農家の方々は減反政策や増産政策など、農林水産省の方針に沿って対応してこられたものと認識している。米が増産されて需給バランスが崩れ、価格が下がるために減反を求められる、という流れが長年続いてきた。また、随分前から、余剰米を政府が買い上げ、ODAとして海外に提供してはどうかという意見があったと記憶している。アフリカの一部地域では日本と同じうるち米を食べているため、そうした方向性も可能性として考えられるのではないかという議論もあった。

こうした観点も踏まえ、減反政策に限定するのではなく、より多面的な視点から米政策を検討していただければありがたいと考えている。

(農政局)

農業用機械の導入を支援する補助金については、補助率を引き上げるべきとのご意見もいただいている一方、制度上どうしても一定の要件を設けざるを得ず、その点について農家の皆さまから厳しいお声を頂戴することもあるのが実情である。今後とも、できるだけ使いやすい制度となるよう、引き続き改善に努めていきたい。

多面的機能支払制度については、農業生産基盤が社会インフラとして重要である一方、農林水産関係の予算には限りがある。その中で、多様な主体の皆さまのお力をさらに得ながら取組を進めていきたいと考えている。

また、草刈りなど農地を維持するための作業については、特に中山間地域で、田んぼの面積以上に法面等の草刈りが必要となる場合もある。こうした維持管理は国土保

全の観点からも重要であり、限られた予算の中ではあるが、農地の維持・管理と生産基盤の確保を意識して進めていく必要があると考えている。

さらに、日本の ODA による支援を通じて、農業や地域を支える人々を、多様な関係者との連携によって後押ししていくことの大切さを改めて感じている。また、お米の輸出促進など、海外を含めた新たな需要の創出にも引き続き取り組んでいきたい。

○システムの改善について

(消費者団体)

現在は、各種情報をインターネットに接続したパソコンで入力しているものの、若い世代は日常の多くをスマートフォンで完結させており、パソコン操作に不慣れな状況が見られる。一方で、中年世代の方がパソコン操作に習熟している実態を踏まえると、申請システムなどはパソコン利用を前提とするのではなく、スマホからも操作できる仕組みにすべきではないかと感じている。

(農政局)

将来的にはパソコン操作が必要となる場面もあるものの、現実には国の手続きを含め、スマートフォンで写真を撮って自動読み込みできるような仕組みへ移行していく必要もあると考える。パソコン操作を前提としたままでは、申請や入力が進まない、利用されなくなる可能性があるため、システムの改善が必要と考える。

○食料安全保障の内容について

(消費者団体)

昨年から、いわゆる令和の米騒動を契機として、食料安全保障の問題を極めて重要なテーマとして捉えており、この分野について学習会を開催したいと考えている。コープみらいの組合員は約 380 万人おり、その中で活動リーダーが約 300 名いるため、まずはそのリーダー層向けに学習会を実施したいと考えているが、内容が難しく、どのようなテーマ設定が適切か判断に迷っている状況。

本日の資料にもある「食料供給困難事態法」についても、以前から読み込んできたつもりではあるが、やはり理解が難しい部分が多いと感じているが、先ほどの説明の中で示されたポイントは非常に分かりやすく整理されており、それを踏まえて考えると、自分が誤解しているのではないかと感じる点もあった。例えば、先日のホルムズ海峡閉鎖の報道も念頭にあったため、資料の内容について「このような事態が起きれ

ば配給制度になるのではないかと想像し、「コスト上昇が家計にどの程度負担になるのか」という点が気になった。そのため、もう少し主婦層でも理解しやすい形で、ポイントを平易にまとめた冊子のようなものがあれば大変ありがたいと考えている。

(農政局)

誤解を招きやすい点として、特に、食料供給困難事態法については、「国が強制的に増産を指示するのではないか」、「農家に米や芋の栽培を強いるのではないか」といった誤解が生じやすいため、資料の中でも説明を加えている。この法律はそのような強制的な運用は行わず、あくまでも要請ベースであり、まずは事業者に対しては計画の届出による確認を行うことで、国が計画を書き換えたり、特定食料等の輸入を強制したりするのではなく、可能な範囲での要請や指示を行うこととなる。これまで日本には、このような政府全体で取り組むための法的枠組みがなかったため、整備した点に大きな意義があると考えている。最も重要なのは法制度とともに国民の理解と協力である。正しい理解のもと国全体で取り組むことが不可欠である。

今後、学習会の開催をご検討いただけるのであれば、テーマ設定や分かりやすく整理することも含め、必要に応じて協力したいと考えている。

○農地と担い手の確保について

(消費者団体)

長期的に見た場合、農地と担い手が減少している現状において、これらをどのように確保していくのかが、食料安全保障上きわめて重要であると考えている。人口減少が進む中で、ある程度の縮小均衡は避けられない面もあると思われるが、工業製品とは異なり、農業は一度縮小すると再び拡大することが極めて難しい分野である。私は消費者団体の立場に加え、生協出身として流通の観点からも考える部分がある。確かに人口減少に伴い国内市場は縮小傾向にあるが、大手量販店は海外展開を進め、規模の確保や人材の育成を図っている。これは持続的な事業運営のために必要な取り組みであると理解している。農業においても、輸出も含めた視点で生産力・生産性を高める取り組みが求められるのではないかと考える。以上を踏まえ、農地と担い手の確保を今後どのように進めていくのか、ご見解を伺いたい。

(農政局)

農地および担い手の確保は、食料安全保障を確保するうえで極めて重要な課題であり、人口減少が進む中でも持続的に農業生産を維持していくための中長期的な視点が

不可欠であると認識している。ご指摘のとおり、農業は工業製品と異なり、生産基盤である農地や担い手が一度失われると、回復には大きな時間と労力を要することから、こうした状況を踏まえ、国としては、

1. 農地の集積・集約化の取組

各市町村が策定した地域計画（地域での話合いにより目指すべき将来の地域農業のあり方や農地利用の姿を明確化したもの）の継続的なブラッシュアップ及び実現に向けた支援

2. 農業を続ける人を増やし、支えていく取組み（担い手確保）

新規就農者への支援の充実

（新しく農業を始めたい人への支援や、技術習得のための研修）

新たな担い手の育成・確保や担い手農家や農業法人の経営力の強化に向けた支援

（新たな担い手の確保、既存の担い手の生産性向上等に向けた経営改善への支援）

3. 農林水産物・食品の輸出促進の取組

農林水産物・食品の輸出拡大の加速化に向け、安定的・継続的に必要なロットを供給できる輸出産地を育成し、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するための取組等を支援

今後とも、農地の確保と担い手の育成・定着を柱として、農業の持続的な発展に向けた施策を総合的に推進し、我が国の食料供給体制の強化に努める所存である。

○適正価格について

（消費者団体）

価格の問題について伺いたい。大臣は「市場価格」と述べているが、ここ2～3年、我々が現場で強く意識してきたのは適正価格という概念である。産地と非産地の関係においても、持続可能な形での適正価格の構築を目指し、単なる、顔の見える関係にとどまらず、一定の仕組みを作ってきたと考えている。その結果として、産直産地の中には後継者が確保されつつある地域も存在する。しかし、そもそも適正価格とは何か、が問題である。現在の米価が適正であるという見方もある一方で、実際には米離れや輸入米の増加が進み、それが価格形成に影響を与えてきたのは事実である。また、生産者側から見れば、経営規模の違いによって生産コストが大きく異なり、当然ながらその差は価格に反映される。消費者側においても所得などの条件により適正と感じる価格が異なる。このように、生産者と消費者の双方にとって適正価格が一義的に定まるものではない中で、どのような幅を持たせ、どのようなプロセスで適正価格を形成していくのか、その考え方と方向性について伺いたい。

(農政局)

ご指摘のとおり、適正価格とは何かについては、生産者・消費者双方の状況や価値観が大きく異なるうえ、地域ごとの生産条件やコスト構造、消費動向も多様であるため、全国一律に「これが適正価格である」と定義できるものではない。米一つをとっても、地域差・経営規模差・市場環境の違いが存在し、適正価格は単一の水準に収まるものではなく、幅を持った概念であると認識している。

また、適正価格の議論は、単なる取引価格の問題にとどまらず、産地と消費地の持続的な関係や後継者確保、地域農業の維持にも関わる長期的な課題である。生協などの産直では、互いの事情を理解しながら価格を協議する仕組みが成果を上げている例もあり、こうした取組は適正価格の形成に向けた重要な実践であると受け止めている。本年4月から本格施行される「食料システム法」では、米や野菜、牛乳、豆腐、納豆など、値頃感に基づいた価格決定などにより持続的な供給に要する費用が認識しにくい飲食料品等を農林水産大臣が指定し、これら指定された品目について、農林水産大臣が認定した民間のコスト指標作成等団体がコスト指標を作成し、このコスト指標を取引条件の協議において活用していただくこととしている。コスト指標は、持続的な供給に要する費用を示す指標であり、生産、製造、流通、小売などの段階ごとに作成し、公表することとしており、消費者に対しては、各段階でどれくらいのコストがかかっているのかについて、各段階の果たす役割と併せて周知していくこととしている。

このように、サプライチェーンの各段階のコストを示すことにより、生産者・消費者の双方に分かりやすい情報を提供し、また、フェアプライスプロジェクト等の広報活動と併せて、適正価格に関する理解の醸成を図っていく考えである。

○米の流通構造について

(消費者団体)

米の複雑な流通構造を改革するために、直販の拡大を促すという報道があったと承知している。生協は、産直産地において市場外流通、いわば直販的な仕組みを最も早く構築してきた立場である。しかし、米については依然としてJAの集荷・出荷が流通の中心にあり、その仕組みの中で価格形成が行われていると理解している。そのような状況下で、卸売業者を通さない流通によってコスト削減を図る事業に対し、補助金の投入を検討しているとの報道があるが、この政策の狙いはどこにあるのか。直販拡大を支援する意図や、流通構造改革の目的について伺いたい。

(農政局)

米価の高止まりや流通の複雑化により、生産・流通・在庫の実態が把握しにくくなっているとの指摘が審議会等でもなされている。この状況を踏まえ、報道で取り上げられた小売と農家の直接取引支援は、複雑な流通構造の中で生じているコストや「多重卸」を見直し、価格の透明化と効率化を図るための施策として検討されているものである。国としては、相対取引価格・在庫量・POSデータの定期公開など、流通全体の見える化をすでに進めている。また、物流効率化やデジタル化の推進は、民間事業者とJAの双方に求められる共通の課題として位置付けられている。

一方で、直販と中央集荷の議論において「国が特定の流通形態のみを優遇している」との見方があるが、これは誤解である。国が行っているのは、あくまで流通全体の効率化を後押しするものであり、特定の主体・方式を特別扱いして支援するものではない。流通の改善努力は民間企業でもJAでも進められており、国はその主体的取組を支える立場にとどまっている。国としては既存流通の役割を否定するのではなく、地域実情に応じた多様な流通ルートを確保しつつ、効率化と公正な価格形成を進めていく考えである。

○転作奨励金について

(消費者団体)

今後は畑作も対象に、転作奨励金のあり方を見直していくとの報道があった。この点についての考えを聞きたい。報道内容によれば、主要農産物である米・小麦・大豆の自給率を高める方向が示されているが、そうであるならば、具体的にどの程度の目標値を設定し、どのように自給力を強化していくのかについても示される必要があると考える。

(農政局)

報道にある「水田から畑作まで対象を広げた転作補助金の見直し」は、生産性の向上に向け、限られた予算を効果的に活用し、主要作物の国内生産基盤を強化するためのものである。これは特定品目を減らすことを目的とするものではなく、米・小麦・大豆といった基幹作物の自給力を高めることを狙いとした施策であり、2030年に自給力29%を達成するという国の目標の一環である。

一方で、飼料用米について「国が縮小に転じた」との誤解がみられるが、飼料用米の意義は現在も変わらず重要であり、国としてその役割を否定するものではない。国が取り組んでいるのは、飼料用米だけに依存した一本足打法からの脱却であり、飼料

用トウモロコシなど複数の飼料作物を国内で安定的に供給できる体制を整備することである。このため、飼料作物の生産を意図的に減少させる政策は講じていない。

以上のとおり、転作補助金の見直しや飼料作物政策の方向性は、国内における複数の生産基盤を強化し、自給力向上を図るための総合的な政策であることを理解いただきたいと考える。

【意見交換会の様子】

